

堺市公報 第246号	令和4年12月16日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<規則>

○堺市児童手当法施行細則の一部を改正する規則

【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】…………… 1

<告示>

○堺市指定文化財の指定について

【文化観光局文化部文化財課】…………… 4

<公告>

○堺市立のびやか健康館の利用料金について

【環境局環境事業部環境事業管理課】…………… 4

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について

【産業振興局産業戦略部地域産業課】…………… 5

○堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室の利用料金について

【産業振興局農政部農水産課】…………… 6

○都市計画法に基づく工事の完了について

【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 7

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け
る調達契約に係る落札者等について

【教育委員会事務局教育センター学校ICT化推進室】…………… 8

規 則

堺市児童手当法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年12月16日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第91号

堺市児童手当法施行細則の一部を改正する規則

堺市児童手当法施行細則（昭和46年規則第61号）の一部を次のように改正する。

様式第2号（甲の1）中

「

銀行 信金
信組 農協

を

」

「

☐ 公金受取口座を利用する。
☐ 振込口座を指定する。
銀行 信金
信組 農協

に

」

改める。

様式第4号の2を次のように改める。

（次のよう 別記）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市児童手当法施行細則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市児童手当法施行細則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

様式第4号の2 (第4条、第6条、第7条関係)

児童手当・特例給付請求(届)書

請求(届出)する事項の□にレを入れてください。
☐ 受給事由消滅届 ☐ 金融機関変更届 ☐ 額改定(額増)請求
☐ 額改定(額減)届 ☐ 児童(別居)住所変更届 ☐ 児童非該当(消滅)届
☐ 児童氏名変更届 ☐ 配偶者氏名変更届 ☐ 配偶者住所変更届

堺市長 殿 次のとおり請求(届出)します。受給資格の有無等の審査について、公簿等で確認されることに同意します。

請求(届出)年月日 年 月 日

※請求者(受給者)について記入してください。

処理番号	フリガナ	性別	生年月日	配偶者の有無	手当(給付)の振込希望金融機関 (請求(受給)者名義の口座に限ります。)
		男 女	年 月 日	有 無	☐ 公金受取口座を利用する。 ☐ 振込口座を指定する。
堺市 区	住 所	配 偶 者 氏 名	生年月日	配 偶 者 の 住 所 (別居の場合) 都・道 市・区 町・村	支 店 本店 出張所 支所
電話番号	— — —	フリガナ	年 月 日	同 居 ・ 別 居	名義(カタカナ)
携帯電話番号	— — —	児童手当又は特例給付の支給要件の該当性を審査するため、堺市 が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことに同意します。	年 月 日	同 居 ・ 別 居	配 偶 者 の 職 業 ☐ 被用者 ☐ 公務員 ☐ 被用者等でない者 勤務先:

一 受給者消滅事由(該当する事由の□にレを入れてください。)

☐ 転出 ☐ 児童と別居(同居優先) ☐ 公務員となった ☐ 未成年後見人でなくなった ☐ 死亡した ☐ 父母指定者でなくなった ☐ 養育(監護)しなくなった ☐ 国外転出(児童) ☐ 国外転出(受給者) ☐ 施設入所又は里親委託 ☐ 受給者変更のため ☐ ()	消滅年月日 年 月 日 公務員となった勤務先 年 月 日 転出先住所 年 月 日
---	--

一 児童非該当(消滅・額減)届事由
(該当する事由の□にレを入れてください。)

☐ 死亡 ☐ 養育(監護)なし ☐ 別居(同居優先) ☐ 国外転出 ☐ 生計関係なし ☐ 施設入所・里親委託 ☐ 父母指定者でない ☐ ()	排除当年月日 年 月 日
--	--------------

一 額改定(額増)請求事由

(該当する事由の□にレを入れてください。)
☐ 養育(監護)あり ☐ 養子縁組 ☐ ()
※加入中の年金の種類にレを入れてください。
☐ 国民年金 ☐ 年金未加入 ☐ 厚生年金 ☐ 私立学校教職員共済 ☐ 国家公務員共済 ☐ 地方公務員等共済
資格取得年月日: 年 月 日

処理番号	フリガナ	児童氏名	生年月日	続柄	同居・別居の別	養育(監護)の有無	生計関係	※海外留学出国日	※児童との関係	支給対象児童	支給(額改定)年月	開始特例
			年 月 日	1 同居 2 別居(市内) 3 別居(市外)	1 有 2 無 3 無	1 生計同一 2 生計維持 3 生計無関係	1 未成年後見人 2 父母指定者 3 同居優先	年 月 日	0歳～3歳～中学生	0歳～中学生	年 月	開始特例
処理番号	フリガナ	児童氏名	生年月日	続柄	同居・別居の別	養育(監護)の有無	生計関係	※海外留学出国日	※児童との関係	支給対象児童	支給(額改定)年月	開始特例
			年 月 日	4 同居 5 別居(市内) 6 別居(市外)	4 有 5 有 6 有	4 生計同一 5 生計維持 6 生計無関係	4 未成年後見人 5 父母指定者 6 同居優先	年 月 日	0歳～3歳～中学生	0歳～中学生	年 月	開始特例
処理番号	フリガナ	児童氏名	生年月日	続柄	同居・別居の別	養育(監護)の有無	生計関係	※海外留学出国日	※児童との関係	支給対象児童	支給(額改定)年月	開始特例
			年 月 日	7 同居 8 別居(市内) 9 別居(市外)	7 有 8 有 9 有	7 生計同一 8 生計維持 9 生計無関係	7 未成年後見人 8 父母指定者 9 同居優先	年 月 日	0歳～3歳～中学生	0歳～中学生	年 月	開始特例

注意

- 1 請求者(受給者)が自署しない場合は、記名押印をしてください。
- 2 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童全員を記入してください。
- 3 ※印の欄は、該当のある場合にのみ記入してください。

受付確認年月日	
認定(却下)年月日	
システム入力年月日	
認定番号	

告 示

堺市告示第413号

堺市文化財保護条例（平成3年条例第5号）第26条第1項及び第33条第1項の規定に基づき、次の文化財を堺市指定無形民俗文化財及び堺市指定史跡に指定したので、同条例第26条第3項及び第33条第2項において準用する同条例第4条第3項の規定により告示する。

令和4年12月16日

堺市長 永 藤 英 機

堺市指定文化財

名 称（種別）	所在地
住吉大社宿院頼宮の祓神事 （荒和大祓神事） （無形民俗文化財）	堺市堺区宿院町東2丁1番6号
北村古塁（陶器城跡） （史跡）	堺市中区陶器北659番の一部、660番、661番－2、753番－2の一部 2,468㎡

公 告

堺市公告第681号

堺市立のびやか健康館条例（平成30年条例第53号）第23条第2項の規定に基づき、堺市立のびやか健康館の屋内テニスコート利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年12月16日

堺市長 永 藤 英 機

1 屋内テニスコート専用利用料

区分		単位		金額
屋内フリーコート	テニスコート	平日	1面1時間	4,180円
			2面1時間	6,780円
			3面1時間	9,380円
			1面につき・1時間以降(30分毎)	1,300円
		土日祝	1面1時間	5,230円
			2面1時間	7,830円
			3面1時間	10,430円
			1面につき・1時間以降(30分毎)	1,300円

※令和5年1月1日から適用

堺市公告第682号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び美原区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和4年12月16日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マナベインテリアハーツ堺美原店
堺市美原区平尾275-1 ほか
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
リコーリース株式会社
代表取締役 中村 徳晴
東京都千代田区紀尾井町4番1号
- 3 変更事項
大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) マナベインテリアハーツ堺美原店
(変更後) マナベインテリアハーツ堺美原店
- 4 変更年月日
令和4年7月30日
- 5 届出年月日
令和4年12月5日

~~~~~

堺市公告第683号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第23条第2項の規定に基づき、次のとおり堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年12月16日

堺市長 永 藤 英 機

堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室令和4年度第4四半期の利用料金

| メニュー | 料金 | 期間 |
|------|----|----|
|------|----|----|

|    |                   |        |       |
|----|-------------------|--------|-------|
| 1  | いちご収穫体験&いちごパフェ作り  | 1,900円 | 1月～3月 |
| 2  | いちごシュークリーム作り      | 1,400円 | 1月～2月 |
| 3  | 簡単に作れるパン作り        | 900円   | 1月～3月 |
| 4  | いちご収穫体験&いちごタルト作り  | 2,100円 | 1月    |
| 5  | 皮からつくる豚まん・カレーまん作り | 1,300円 | 1月    |
| 6  | ミートパイ・カレーパイ作り     | 1,400円 | 1月～2月 |
| 7  | いちご収穫体験&大福作り      | 1,900円 | 2月    |
| 8  | さくらパン作り           | 1,100円 | 2月～3月 |
| 9  | いちごクッキータルト作り      | 1,400円 | 3月    |
| 10 | いちご収穫体験&いちごパイ作り   | 1,900円 | 3月    |
| 11 | いちごアイス作り          | 900円   | 3月    |

~~~~~

堺市公告第684号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年12月16日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市西区菱木二丁2225番の一部、2226番の一部及び2227番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府柏原市国分本町二丁目7番18号

株式会社こくぶや

代表取締役 谷口 恵司

堺市公告第685号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年12月16日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量
令和4年度校務用プリンター式の賃貸借（リース） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
教育委員会事務局教育センター学校ICT化推進室
堺市中区深井清水町1426番地
堺市教育文化センター（ソフィア・堺）教育文化棟3階
- 3 落札者を決定した日
令和4年11月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
代表取締役 西野 敏哉
東京都港区芝浦1丁目2-3
- 5 落札金額
¥929,500-（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日

令和4年10月12日